

きれいなまちづくり条例制定

廃棄物の減量と適正処理、環境美化向上を目指して

町ではこのほど、廃棄物の減量と適正処理、地域の環境美化向上を目的とした「平泉町きれいなまちづくり条例」を制定しました。6月定例議会にて承認され、7月1日から施行されました。この概要についてお知らせします。◎問い合わせ先：町民福祉課 ☎ 5562

条例制定の背景と目的

平泉町の廃棄物処理については、平成18年度に設立された「一関市、平泉町、藤沢町の1市2町で構成」で適正に処理されています。しかし不法投棄、ポイ捨て等については増加傾向にあり、その対策強化が求められています。町民等（観光客を含む）、事業者、町がさらなる連携を図り、世界に誇れる国際観光地として



きれいに整備された町道毛越寺線

の共通の認識を持って、平泉の美しい景観を守り、そして後世に継承していかなければなりません。

そこで廃棄物の減量、適正処理、地域の環境美化向上を促進し、清潔で美しいまちをつくることを目的として制定したものです。

それぞれの責務

◎町の責務

町は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量と適正処理の推進、環境美化向上に関する施策を策定し、町民等、事業者の意識啓発を図るとともに施策を実施します。

◎町民等の責務

町民等は、廃棄物の減量と適正処理を図り、空き缶などの散乱防止に努めながら、町が実施

する施策に協力します。

◎事業者の責務

事業者は、廃棄物の減量と適正処理を図り、空き缶などの散乱防止に努めながら、町が実施する施策に協力します。

条例の内容

◎ごみの分別、排出方法

一般家庭から排出されるごみについては、町が定めた分別基準、排出方法によりごみ集積所に排出します。また事業所から排出されるごみについては、自らの責任において処理します。ただし分別、排出方法は、一般家庭と同様に分類します。

◎資源ごみの所有権

住民が分別し、ごみ集積所に排出された資源ごみの所有権は、町に帰属します（町の所有となります）。この場合、町が許可している業者以外の者は、当該資源物の収集または運搬を禁止します。町長は、違反した者に対して改善を命令します。

◎ごみ集積所の設置と管理

ごみ集積所を設置する場合は、住民の代表者が町長に申請書を提出します（ごみ集積所を移転、廃止するときも同様です）。町長は、申請に基づき必要と認められる場合に集積所として指定します。ごみ集積所は利用者で設置し、自らの責任で管理し、清潔の保持に努めます。

◎ポイ捨ての禁止

公共の場所や、他人が占有・管理する場所へのごみのポイ捨てを禁止します。町長は、違反した者に対して改善を命令します。

◎飼い犬等のふんの放置禁止

犬やその他飼育を目的とした動物の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所や、他人が占有・管理する場所にふんを排せつした場合は、ふんを持ち帰るなど適正な処理に努め、当該飼い犬等のふんの放置を禁止します。町長は、違反した者に対して改善を命令します。

◎落書きの禁止

公衆の目に触れるような場所への落書きを禁止します。町長は、違反した者に対して改善を命令します。

◎喫煙行為の制限

歩行中または自転車で行く時は、喫煙を禁止します。また屋外で喫煙する場合は、灰皿が設置してある場所でも、もしくは携帯用吸い殻入れを持って喫煙します。

◎回収容器の設置等

自動販売機を設置し、またはこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置するなど、飲食物の容器の散乱の防止に努めます。また回収容器を設置した者は、適正な管理に努めます。

具体的な取り組み

行動する

- ▷一斉清掃の実施
- ▷有価物集団回収事業の推進
- ▷環境月間（6月）での取り組み強化

学習する

- ▷ごみ分別講習会の開催
- ▷リサイクルプラザ見学会の開催
- ▷各種説明会等の開催
- ▷事業所のごみ分別指導

啓発する

- ▷広報等による情報掲載
- ▷各種パンフレット等への掲載
- ▷ポイ捨て禁止看板の設置

税源移譲に伴う住民税の減額措置があります

平成19年中の所得が大きく減少し、所得税がかからなくなった場合、税源移譲によって増額となる19年度分の住民税を移譲前の税額まで減額する制度が設けられています。この制度の適用を受けるには、「住民税減額申告書」の提出が必要です。

■対象

19年の所得が大幅に減少したため、19年分の所得税が課税されなくなった人

■減額措置の対象にならない人

- 19年中に死亡した人
- 海外に転出して20年1月1日現在、国内に居住していない人

寄付金控除、医療費控除など人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人

■対象年度

19年度個人住民税のみです。（20年度以降は対象となりません）

すでに納付済みの場合は、還付されます。

■申告について

期間…7月1日（火）～31日（木）
申告先…19年1月1日現在の住所地の市町村
提出書類…住民税減額申告書

■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

住宅の省エネ改修で固定資産税が減額になります

平成20年4月1日から22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事（補助金を除く自己負担額が30万円以上の改修工事）を行った場合、申告することにより、申告の翌年度分のみ、その住宅（120平方メートル未満を限度とする）の固定資産税が3分の1減額になります。

■対象家屋

20年1月1日以前から現存している住宅（貸家を除く）

■対象となる省エネ改修工事

- ◎補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの
ただし、新築軽減、耐震改修に伴う軽減と同時に適用はできません。
- ◎次に示すいずれかの工事であること
窓の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）

前記の改修工事と合わせて行う以下の工事
ア 床の断熱改修工事 イ 天井の断熱改修工事
ウ 壁の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）

ただし、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

■申告方法

減額措置の適用を受けようとする場合は、工事完了後3カ月以内に次の書類を税務課までご提出ください。

- 省エネ改修に伴う住宅（減額）申告書
- 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が作成する「熱損失防止改修工事証明書」
- 工事内容や金額を示す工事明細書・領収書

■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

被用者保険の被扶養者であった方へ

後期高齢者医療制度の保険料が軽減

後期高齢者医療制度への移行前に、社会保険等の被用者保険の被扶養者であった方については、社会保険等の保険者からの情報提供により、激変緩和措置の対象となり、保険料が軽減されます（平成20年度の保険料は年額1700円になります）。ただし、保険者からの情報提供が遅れた場合、通常の算定による納付書等が送られる可能性があります。この場合であっても、役場町民福祉課への申請により、被用者保険の被扶養者であったことが確認できれば、保険料が軽減されます。

社会保険、健康保険組合、船員保険、共済組合の被扶養者であった方で、年額1700円を超える額の通知が届いた方は、役場町民福祉課へご相談ください。なお保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送されます。

◎問い合わせ先…町民福祉課

☎46 5562